

鎌田公認会計士事務所 税理士法人 鎌田総合事務所

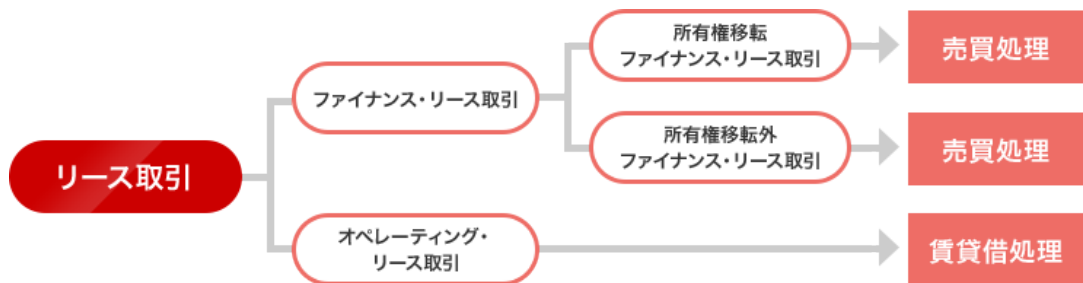
公認会計士 鎌田直善
税理士 鎌田ふくみ

7月とは打って変わって、寒い日が続く8月です。本当に短い夏が、早くも過ぎてゆくようで、ちょっと残念です。皆様、体調にお気を付けてください。

リース取引に関する税務

税理士 鎌田 ふくみ

平成19年税制改正によって、リースに関する税務に大きな変更がありました。今回は、十年ひと昔の復習をしたいと思います。駆け足でのまとめです。まずは、下記の図をご覧ください。



会計でリース取引とされるものは、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に大別されます。

このうち、税法でリース取引とされるのは、ファイナンス・リース取引のみです。ファイナンス・リース取引は、リース契約が中途解約不能であり、賃借人が実質的に利益を享受するとともに費用を負担するもの(フルペイアウト)です。

ファイナンス・リース取引は、所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引に区分されます。

平成19年税制改正前は、「移転外」は資産の賃貸借と取扱われていましたが、改正後は「移転」「移転外」とともに資産の売買があったものと取扱われます。リース取引は賃貸借の形をとっていても、実質的には賃借人が売買により取得したのと同じとみなします。

※「移転」「移転外」の違いについて

リース期間満了時に、無償 or 名目的な対価の額で賃借人に譲渡されるもの、リース期間満了時に、著しく有利な価額で買取る権利が賃借人に与えられるもの、賃借人の特注により製作され賃借人によってのみ使用が見込まれるもの、リース期間が法定耐用年数の

70% (法定耐用年数 10 年以上は 60%) 未満のもの等・・・これらに該当すれば「移転」、しないと「移転外」です。

所有権移転リースは、改正前から売買取引です。自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により、税法で決められた減価償却費の耐用年数で減価償却費を算定することになります。

所有権移転外リース取引は、リース期間定額法で償却します。算式は次項でご紹介します。

リース資産に対する資本的支出について

スタッフ 二本柳 創

平成 20 年 4 月 1 日以後に締結する所有権移転外リース取引の契約に係る賃借人が取得したものとされる既存のリース資産に対して資本的支出を行った場合、その資本的支出は、その支出金額を取得価額としたリース資産を新たに取得したものとされます。

この場合、その新たなリース資産の取得をしたものとされた資本的支出については、リース期間定額法を適用することとなります。この場合の「リース期間」は、資本的支出を支出した日から既存のリース資産のリース期間の終了の日までの期間とされます (令 5 5 ③)。

リース期間定額法の償却限度額の具体的な計算方法は下記の通りです。

$$\text{償却限度額} = \left(\text{リース資産の取得価額} - \text{残価保証額} \right) \times \frac{\text{当該事業年度のリース期間の月数}}{\text{リース期間の月数}}$$

1. 上記の月数は、歴に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします (令 4 8 ⑥)。
2. 残価保証額とは、リース期間終了の時ににおいてリース対象資産の処分価額が契約保証額に満たない場合、その満たない部分の金額を借り手等が支払うこととされている場合のその保証額をいいます。
3. 資本的支出を行った場合には、上記算式を下記のように読み替えます。

リース資産の取得価額 → 資本的支出金額

当該事業年度のリース期間の月数 → 資本的支出を支出した日から事業年度終了の日

リース期間の月数 → 資本的支出を支出した日から既存の母体リース資産のリース期間の終了の日

残 価 保 証 額 → 無視してください

営業時間等のお知らせ

土・日、祝祭日が事務所全体の休業日です。

6 月～11 月の事務所営業時間は 9:00～17:00、12 月から 5 月まで 9:00～18:00 です。よろしく願いいたします。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。